

別表六（二）の記載の仕方

1 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

- (1) この明細書は、内国法人が法第69条《外国税額の控除》又は措置法第66条の7第1項《内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》若しくは第66条の9の3第1項《特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- (2) 「2」から「16」までの各欄は、当該内国法人が通算法人である場合には、記載しません。
- (3) 当該事業年度において法第64条の4第1項から第3項まで《公共法人等が普通法人等に移行する場合の所得の金額の計算》の規定により益金の額又は損金の額に算入される金額がある場合には、「所得金額又は欠損金額3」の欄は、これらの規定を適用しないで計算した所得金額又は欠損金額を記載します。
- (4) 「(18)+(19)+(20)又は当初申告税額控除額21」の欄の記載に当たっては、次によります。
 - イ ロに規定する場合（ハに規定するときを含みます。）以外の場合には、「又は当初申告税額控除額」を消します。
 - ロ 通算法人の適用事業年度（法第69条第15項に規定する適用事業年度をいいます。ハにおいて同じです。）について同項の規定の適用を受ける場合（ハに規定するときを除きます。）には、「(18)+(19)+(20)又は」を消します。
 - ハ 既に通算法人の適用事業年度について法第69条第16項（第1号に係る部分に限ります。）の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされていた場合において、当該適用事業年度につき同条第15項の規定の適用を受けるときは、当該修正申告書又は当該更正に係る国税通則法第28条第2項《更正又は決定の手続》に規定する更正通知書のうち、最も新しいものに基づき別表六(二)「21」の金額として計算される金額を記載します。
- (5) 「当期のその他の国外源泉所得に係る所得の金

額の計算」の各欄は、その他の国外源泉所得（令第141条の2第2号《国外所得金額》に掲げる国外源泉所得をいいます。(7)において同じです。）に係る所得の金額について記載します。この場合において、当該各欄に記載した金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。

- (6) 「①のうち非課税所得分②」の各欄は、令第142条第3項《控除限度額の計算》に規定する外国法人税が課されない国外源泉所得に係る所得の金額（当該内国法人が通算法人である場合には、令第148条第4項《通算法人に係る控除限度額の計算》に規定する非課税国外所得金額）がある場合に記載します。
- (7) 「納付した控除対象外国法人税額25」の欄は、別表六(二の二)「7」の金額のうち、その他の国外源泉所得に係る部分の金額を記載します。

2 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

- (1) この明細書は、内国法人が地方法人税法第12条《外国税額の控除》（第2項を除きます。）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- (2) 「50」及び「51」の各欄は、当該内国法人が通算法人である場合には、記載しません。
- (3) 「課税標準法人税額50」の欄の記載に当たっては、次によります。
 - イ 当該課税事業年度が新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和6年法律第 号）の施行の日以後に終了する課税事業年度である場合には、「（別表一「2」－「3」）+（別表六(六)「9の㉔」+「9の㉕」）」により計算します。
 - ロ 計算した金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。
- (4) 「(53)又は当初申告税額控除額54」の欄の記載に当たっては、次によります。
 - イ ロに規定する場合（ハに規定するときを含みます。）以外の場合には、「又は当初申告税額控

除額」を消します。

ロ 通算法人の適用課税事業年度（地方法人税法第12条第5項に規定する適用課税事業年度をいいます。ハにおいて同じです。）について同項の規定の適用を受ける場合（ハに規定するときを除きます。）には、「⁽⁵³⁾又は」を消します。

ハ 既に通算法人の適用課税事業年度について地方法人税法第12条第6項（第1号に係る部分に限

ります。）の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされていた場合において、当該適用課税事業年度につき同条第5項の規定の適用を受けるときは、当該修正申告書又は当該更正に係る国税通則法第28条第2項に規定する更正通知書のうち、最も新しいものに基づき別表六(二)「54」の金額として計算される金額を記載します。